

産及事務一切ヲ授受スルモノトス

第七條 本組合理事ハ組合大會前ニ於テ之ヲ選舉シ大會後新舊理事立會ノ上諸般事務一切ヲ授受スルモノトス

第八條 本組合役員選舉ハ總テ無記名ヲ以テ投票選舉スルモノトス

第九條 本組合ハ組合員ノ加入ト同時ニ機關雜誌ニ載録スルモノトス

第三章 事業

第十條 本組合ハ左ノ規定ニ依リ事業ヲ行フモノトス

第一項 職業紹介

(一) 組合員ニシテ失業シタル時直ニ組合事務所ニ申込ムベシ但シ課別、年齢、現住所、及失業理由明記ヲ要ス

(二) 組合員ハ自己勤務ノ工場ニ於テ職工募集或ハ就職ノ便アルコトヲ見聞シタル時直ニ組合事務所ニ報告スルモノトス

(三) 組合長ハ本條第一項第一、第二ノ報告ニ接シタル場合直ニ職業紹介簿ニ之ヲ記入シ就職ノ便ヲ計ルモノトス

(四) 本條第一項第一、第二ノ申込ミヲ爲シタル者ニシテ其必要ナキモ至レル時ハ

直ニ其旨理由ヲ附シテ報告スルモノトス

第二項 共濟

(一) 本組合員ニシテ失業シ救済ヲ望マル者ニハ失業申込ノ手續ヲ經タルモノニ限り失業二週間以上ニ及ブ場合ハ十五日ヨリ就職迄給料ノ半額ヲ貸與スルモノトス

此ノ場合保證人ノ承認ヲ要ス

但シ就職後其全額ヲ返済スルモノトス

(二) 本組合員ニシテ職業上ノ負傷ノ爲メ就業シ能ハザル事引續キ三週間以上ニ及ブ時ハ二十日ヨリ金貳拾錢ノ割合ヲ以テ之ヲ補助ス

但シ三十日間ヲ超ルコトヲ得ズ

(三) 本組合員ニシテ疾病ノ爲メ就業シ能ハザル事引續キ三週間以上ニ及ブ時ハ二十日ヨリ金參拾錢ノ割合ヲ以テ之ヲ補助ス

但シ三十日間ヲ超ルコトヲ得ズ

(四) 本組合員ニシテ業務負傷名疾病ノ爲メ死亡シタル場合役員ヲシテ會送セシメ尙ホ左表ノ如ク補助ス

94 144